

令和4年度 第2回 甲賀市防災会議 結果概要

日 時：令和5年3月24日（金）

14時00分～15時27分

場 所：甲賀市役所3階 会議室301

1. 出席者数

委員数 48名（会長を除く）
出席者 44名
欠席者 4名

※委員変更について報告

《交代》 甲賀市議会（前任）田中前議長 →（後任）谷永議長

《組織改編》 陸上自衛隊 今津駐屯地「第3戦車大隊」 → 「第3偵察戦闘大隊」
（前任）本村第1中隊長 →（後任）荒牧偵察中隊長

2. 傍聴者数・・・傍聴者1名、報道機関なし

3. 議事の進行

甲賀市長 岩永 裕貴

※議事の進行は、甲賀市防災会議条例第3条3項の規定により会長が行う。

4. 協議事項

（1）甲賀市地域防災計画に関する修正 **資料1-1**

①大規模滞留発生時の相互連携について（雪害対策に係る体制強化）

・本年1月の大寒波に伴う雪害時に発生した大規模滞留等の際における関係機関との相互連携について国の防災計画を参考に追記

②安否不明者の氏名等公表について

・令和3年7月に発生した熱海市伊豆山土石流災害の際の教訓等も踏まえ、国の防災基本計画を参考に明記

③防災教育の推進について

・県の地域防災計画に整合させるものではあるが、甲賀市としても、防災教育について、現場で活動している消防団員・防災士等に現場の生の声を伝えてほしいとの考えもあることから、県の地域防災計画を参考に追記

④気象予警報等伝達計画の見直し及び南海トラフ地震に関する情報の追加について

・県の地域防災計画に整合して注意報、警報等の種別を修正
・国指定の南海トラフ地震防災対策推進地域指定市町村に指定されているため、南海トラフに関する情報を追記

⑤早期開設の避難場所の運用変更について **資料1-2**

・災害リスクに応じて避難場所を開設することとし、運用パターンを追加
・災害リスクが低いと想定される場合・・・「中核避難場所」を5箇所設置
・災害リスクが高いと想定される場合・・・従来どおりの25施設を設置

《質疑応答》

委員) 「まる一む」は綾野学区であり、水口小学校から非常に遠くなる。

高齢者の方は移動できない。中核となる避難場所の意味を教えてください。

→ (危機管理課)

水口小学校については、地域避難場所としては残している。

中核となる避難場所は、旧町の支所であった地域市民センターを位置付けている。

早期避難のための施設とする。

特別警報が予想されるような大きな台風や、線状降水帯の発生が迫っているなど甚大な被害が予想される場合は25施設の避難場所を開設する。

委員) 車であれば避難されるかもしれないが、わざわざ遠くまで行かないのではないか。

→ (危機管理課)

中核には、スタッフを充実させ、送迎の対応なども現在検討中。

避難場所は公共施設だけではなく、安全な場所にお住まいの方は自宅にとどまることも避難の方法の一つ。

また、地域の集会所等の自主避難場所の開設との両輪で取り組んでいきたい。

委員) 早期避難用の施設ということであれば、まずは弱者を中心に考えるべき。弱者とは誰か。

→ (危機管理課)

避難行動に支援が必要な方。現在、高齢者・障がい者・難病の方等は個別避難計画を順次作成しており、今回の提案については、そういった方以外の一般の方がメインとなる。

高齢者避難など緊急の場合は、地域の自主避難場所も含め、市も小学校等を避難場所として開設する。

委員) 土山や甲賀の市民センターや開発センターというのは町の中心にあるが、「まる一む」については、町の中心ではあるかも知れないが伴谷や岩上などから見れば非常に離れている。

→ (危機管理課)

台風の規模が大きいケースなどを想定しているが、災害発生の想定に応じ調整をさせていただくこととなる。

委員) 他の地域市民センターはまだ町の中心にあるが、「まる一む」だけが他と比べて違う。水口中央公民館が水口としては一番近いのではないか。

→ (危機管理課)

水口中央公民館は建設中であるため、今後検討していく。

委員) どのフェーズでどこに逃げるのか分かりにくい。

今日結論は出ないと思われるので、担当課で一度整理をされた方がよい。時間をとって調整いただきたい。

→ (危機管理課)

実際には柔軟な対応を考えている。運用については、地域の意見を聞きながら開設させていただきたい。

会長) これまで25カ所の早期避難場所を開けるためには100名以上の市役所職員を動員していたが、避難者数の実績では市内全体で10名に満たないという状況もあり、常に25カ所を最初から開けるという前提ではなく、ほぼ避難される方がいないだろうというレベルの時には、まず5カ所を明るいうちから開設するという運用を加えさせていただくことを考えている。

職員ができるだけ他の、対応もできる体制を構築することがより市民の安全安心に繋がるという観点からご提案をさせていただいた。

今回の案を提示させていただき、今後、この中の運用や、より分かりやすい市民への説明等については頂いたご意見をしっかり反映し前に進めさせていただきたい。

《会長から、鉄道・道路事業者の委員へ今年1月の大規模滞留についての事業者の課題等について意見を求められた内容》

○西日本高速道路株式会社関西支社滋賀高速道路事務所長

- ・滋賀県だけでなく、京都や三重県方面でも雪が多く降った。

滋賀県内では、草津 JCT から三重県の菰野 IC までの165km程度が車で埋まったような状態であった。

その時に通行止めができなかったのかというご意見もあったが、その前に京滋バイパスが予測で通行止め基準を超えており、24日17時30分頃に通行止めにしたところ滞留が発生。名神でもスタックが発生し詰まってしまったという状況。

反省すべき点

- 1) 通行止めのタイミングが遅れたこと。
 - 2) お客様にとって必要な情報が適切に届いていなかったこと。
 - 3) まき込まれた全てのお客様へ支援ができなかったこと。
 - 4) 渋滞解消に長時間を要したこと。
 - 5) 通行止め解除までに想定以上の時間を要したこと。
- ・国道、県道等の道路管理者とも情報のやり取りが必要だった。今後早い段階で、関係機関へ情報共有をし、関係機関からの応援を含めた乗員保護体制の充実を図っていきたい。

○中日本高速道路株式会社名古屋支社桑名保全・サービスセンター所長代理

- ・連携、情報の共有がうまくいかなかった。
- ・ネット環境をうまく使い関係機関と情報共有を図り、早め早めの行動がとれるよう現在進めている。
- ・我々だけでは進まない部分もあるため、多くの関係機関へ協力をお願いするなど今後の課題であると思っている。
- ・トラックの間を縫って食料等を運ぶには人力では限界があるため、小回りの利く機材の導入の必要性を感じている。

○西日本旅客鉄道株式会社京都支社草津駅線区総括

- ・会社全体があれだけの雪が降るという感覚がなかった。
- ・30cm程度の雪であれば、米原地区なら雪でポイントが不転換になるということはなかった。京都や山科の方では未だに電気融雪機の設置がなく対応に時間がかかった。そのため、今から11月までに京都駅にも融雪機を設置しポイント不転換が起こらないようにし、列車の運行に支障が出ないよう課題として取り組んでいる。

○国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所長

- ・国土交通省の基本的な雪に対する考え方は、高速道路が通行止めをした場合には尋常ではない量の車が一般の国道や県道、市道などに流れてくることにより、必ずと言って良いほど車が滞留する。そういったことを想定し、基本的には高速道路が先行的に止まれば並行する国道も止めるということが未然の防止策となっている。
- ・国道や県道は生活道路になっており、なかなか通行止めが難しいこともあり、どの区間を効率的に止めて、皆様方に出控えをしていただくよう広報活動をしていくかが今後の大きな課題である。
- ・冬用タイヤの着用等広報活動は今後も行っていきたい。

○甲賀土木事務所長(兼)地域防災危機管理監

- ・国道307号線は、通称カエル橋の滝川橋カーブを中心に大型車両を含む3台～4台の車がスタックしたことにより25日3時から土山～黄瀬間を通行止めとした。
- ・307号線が通行止めの間、信楽向きの車が牧・甲西線を利用し、こちらも大型車を含んで5台の車がスタックし立往生した。
- ・牧・甲西線は除雪車両等が通り抜けできない状況になったため、除雪のための資源を307号に集中させ先に307号線を開放。
- ・滞留発生の間、乗員への支援は特に行っていなかったが、各自自力で脱出をされた。
- ・冷え込みにより道路が凍結することは毎シーズンあり、融雪剤の散布等で通行を円滑に図る努力を行っているが、土山地域を除き降雪時の除雪に対する対応が若干弱い地域もあり今回のような状況に至った。
- ・今回のことを教訓に、高速道路、直轄国道等の通行止め等に関する情報は県庁の道路保全課が一括収集をし、土木事務所に届く。この情報と管内の県管理道路の情報を統合し管内両市に対して情報共有を行うという流れを構築している。
- ・今回の雪に関しては、情報の流れが若干、滞っていたり情報が途絶していたりということがあったため経験を活かし、県の内部においても情報の統制と流通に関してシステムを再構築している。

≪協議結果≫

早期開設の避難場所については、本日頂いたご意見をしっかり反映しながら市民の皆様方に混乱なくご利用いただけるよう、運用についてしっかり調整を行い対応することで承認

5. 報告事項

(1) 避難場所・避難所の変更について **資料2**

- ・指定避難所・指定緊急避難場所・自主避難場所について新規追加及び取り消しについて報告

(2) 福祉避難所の指定について **資料3**

- ・5法人9施設を指定福祉避難所として指定

(3) 信楽町牧、江田、神山区の浸水警戒区域の指定について【甲賀土木事務所】 **資料4**

- ・信楽町牧、江田、神山区では平成28年度から地域の方々と取組を進め、今年度、避難計画を含む「水害・土砂災害に強い地域づくり計画」を作成
- ・瀬田川地域安全協議会での協議、条例に基づく区域指定案の縦覧、関係者意見聴取、滋賀県流域治水推進協議会での審議等を経て、3月22日に浸水警戒区域を指定

(4) 令和4年度の防災関連の取組みについて

①令和4年度市総合防災訓練の結果報告 **資料5**

- ・令和4年11月13日に水口高等学校と岩上体育館において実施した訓練の結果報告

②災害協定の締結について **資料6**

- ・新規協定締結（7件）および協定の終了（1件）について報告

③災害時逃げ遅れゼロ作戦の結果と地区防災計画について **資料7**

- ・災害時逃げ遅れゼロ作戦の結果を報告
- ・地区防災計画について、先行事例として虫生野区地区防災計画を紹介

④避難所運営マニュアルの見直しについて **資料8**

- ・女性参画や多様な性、障がい者、外国人への配慮や車中泊避難、ペット同行避難等、様々な観点を踏まえた避難所運営における課題について、関係機関の皆様との意見交換会および実地検討会を実施した結果を踏まえ、マニュアルの見直しを行った。

(5) 令和5年度市総合防災訓練について **資料9**

- ・令和5年11月19日(日)午前中 甲南体育館および甲南B&G周辺で実施予定

《質疑応答》

委員) 避難行動要支援者支援マニュアルと避難所運営マニュアルの整合性を図るようお願いしたい。

区長として地域での業務や事業があり、更に市から依頼される業務や事業も行っている。全庁的に業務量の調整をしていただきたい。

例えば個別避難計画についても、区長・自治会長を中心に民生児童委員の協力のもとという記載になっているが、区長・自治会長だけが中心ではなく、民生委員が中心になっても構わないため、もう少しフラットに書き方を修正いただきたい。

→（危機・安全管理統括監）

個別避難計画は、区長・自治会長だけでなく、地域の防災士や自主防災組織、福祉関係者などが連携して作成していくことが滋賀モデルでも示されており、防災計画の記載については、一度預かり、内部でも検討し早ければ令和5年度の防災会議の中で検討した内容をご提案させていただきたい。

→（会長）

市長として、全庁的な取り組みということでもあるため、ご意見を重く受け止めて今後対応させていただきたい。

委員) 昨年11月に実施された総合防災訓練について、避難所開設の際に感染症対策としてどのようなことに注意して対策されたのか。

感染法上の取り扱いが変更されてもウイルスが弱まる訳ではない。引き続き対応は必要である。個室の確保についても、多くの感染患者や自宅療養者の方の避難が必要になった場合等、個室が用意できるのか、ゾーニングで対策するのかなど、どのような対策をされたのか。

→（危機管理課）

屋根付きのテントを用意するなど、ゾーニングに注力し対応をした。

自宅療養者については、保健所と連携し一般の避難所ではない公共施設へと避難していただく仕組みとなっている。

委員) 5類に変わった後も同じ対策をされるのか。

パンデミック時に数千人の感染者が出た場合はどのように連絡をされる予定か。

→（危機管理課）

まだ国ガイドラインが示されていない状況であり、恐らく対応は変わると考えている。

→（会長）

今後、不透明なところもあるが国・県としっかり情報共有をしながら、求められる対応を基礎自治体としてしっかり進めていきたい。

特に、感染対策については医師会の先生方からも専門的な知見をいただきながら、安全安心な避難所運営に努めていきたい。

委員) 甲賀市災害福祉ネットワークを防災会議の委員に加えていただきたい。

→（会長）

ご意見としてお伺いさせていただきます。

6. その他

- ・防災計画を見直した際の冊子の差し替え、配布を廃止し、ホームページでの公開のみとさせていただきます。

- ・原子力災害発生時に、長浜市からの避難者を受け入れることについてのマニュアルについて、滋賀県並びに関係市町の協議が少し遅れているが、3月末の滋賀県防災会議で図られる。4月以降に甲賀市のマニュアルを策定したいと考えている。
- ・役員、委員改選等された場合は、随時事務局である危機管理課までご連絡をお願いします。